

平成30年3月5日開催

第9回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） それでは、皆さんお集まりですので、第9回農業委員会総会を開催したいと思います。

それでは、会長挨拶をお願いいたします。

○会長（今井 隆） はい。

○事務局長 よろしく申し上げます。

○会長 皆さんには先日の事前協議に引き続きまして、今日は総会ということでお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。今日も非常に暖かいのですけれども、昨日もかなり天気もよくて暖かい日になりまして、昨日は箕郷の梅まつりということでご案内をいただきまして行ってきました。地元の委員さんも全員出席しまして、安全祈願ですか、神事が行われまして、本当にご丁寧に神主さんがいろいろ拝んでやりましたけれども、あそこはあれですね、カワヅザクラが300本植わっているのです。それで今一輪か二輪ぐらいですかね、生方さん。そのぐらい咲いていましたね。

○16番生方委員 そうですね。

○会長 そんなので、もう幾日かたてば本当に非常にきれいなところだと思います。皆さんも、時間がありましたらお出かけいただきたいと思います。

また話は変わるのですけれども、東日本大震災から3月11日で7年目ということで大変な思いをしたわけですが、農業問題もいろいろ大変なこともありまして、野菜がこの間のうちに高騰したわけですが、冷凍野菜が年間に100万トンも輸入されているということで、生産者もかなり懸念しているわけです。やはりそういう野菜も多く入ってくると日本の農産物が安いということで、それもいろいろ問題あるかなと思っているわけです。

また、この間新聞に農振除外の許可に日にちがかかり過ぎるということで、約300日ですか、かかるということで、この間新聞に載っていましたが、いろいろ太陽光の申請が多くなって、それからそのように日にちがかかるようになっているわけです。中にはいつまでも許可がおりないので、ほかの宅地を買って家を建てた。そんな内容のことも書いてありました。これからもいろいろ大変ですが、よろしく願い申し上げまして挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、今井会長のほうから早速ですが、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第9回農業委員会総会を開催いたします。

今確認しましたところ全員ということでございます。出席者は全員25名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命についてということで、議事録署名委員を指名してよいか、皆様にお伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、9番、須田直子委員、あとは17番、飯塚大輔委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の武藤主任主事を任命いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事に早速入ります。

なお、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言を願います。また、携帯が鳴らないようにご注意のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番、取り下げでお願いいたします。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては1件でございます。

○会長 ただいま事務局の説明どおり、今回は取り下げということですが。

それでは、次に移ります。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は贈与、申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

3番 契約内容は贈与、後継者として申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯での申請でございます。

4番は、経営農地の一部に農地以外の利用があり全部効率利用を満たしておらず、その農地について調整がひつようなため、今月は保留でお願いいたします。

5番、取り下げでお願いします。

6番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したい。また、関連案件としまして5条の許可申請が提出されております。議案書は17ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件でございます。

7番から13番につきましては、譲受人は同一の農事組合法人で行われておられまして、関連する案件となっておりますので、一括してご説明をさせていただきます。契約内容は使用貸借、法人化することにより農作業の効率を改善するとともに経営の規模拡大を図りたいという申請でございます。

14番は、経営の農地の一部に農地以外の利用があり全部効率利用を満たさないため、今日は保留ということですのでよろしくお願いいたします。

15番につきましては、次の16番と関連する案件で行われておられまして、15番、16番一括してご説明をさせていただきたいと思っております。契約内容は使用貸借、以前から管理を任されている申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を弟より譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、経営規模を拡大したく申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は贈与、農業経営を夫より継承するため申請地を譲り受けて耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

20番、取り下げでお願いいたします。

21番 契約内容は売買、自宅前の農地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

22番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されております。議案書18ページ、議案第4号ナンバー3が関連案件でございます。

23番 契約内容は贈与、以前より管理をしている申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、新規就農すべく申請地を父より借り受けて耕作したいという同一世帯内での申請でございます。

25番 契約内容は売買、自宅近くの申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

26番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、管理をしている申請地を父より借り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請、取り下げ2件を除きまして25件でございます。また、別添の農地法第3条の調査書のとおり、ナンバー4、ナンバー14を除くほかの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない、またはただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていることをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。今回は、3条の申請が非常に多かったわけですが、ただいま係長からご報告がありましたとおり、保留が4番と14番、取り下げが5番と20番ということで、この4件を除きましてこれより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 次、移ります。議案第3号に入ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

2番 農業経営の規模拡大に伴い農機具の格納場所が不足するため申請地に農業用倉庫を建築したいという農業用施設及び露天駐車場の申請でございます。

3番 資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用資材置き場の申請でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 農業用資材置き場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用資材置き場の申請でございます。

6番 自宅の建て替えにより、農家住宅の敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地186.36平米と一体利用でございます。

7番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設及び作業場の申請でございます。なお、転用済みの畑300平米と一体利用でございます。

8番 通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。なお、宅地1,013.37平米と一体利用でございます。

以上、農地法第4条の規定によりまず許可申請8件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。今回の4条は是正申請がほとんどで、そのような申請ですけれども。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー3については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は賃貸借、農学部棟の建設に伴い学生用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は平成30年4月1日から平成31年5月31日の1年と2ヶ月間でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1 審議資料をご覧いただきたいと思えます。

1枚目をご覧ください。位置図でございます。大類小学校から東へ直線距離で900メートル、赤丸で示されている場所が申請地でございます。

続きまして、2枚目をご覧ください。案内図でございます。地面中央付近、黄色で着色されている部分が申請地でございます。申請地は農振農用地区域内にある農地でございます。また、一度農地に復元した後にも駐車場用地として利用したいため農振除外申請を提出中でございます。申請地から北側になります図面のオレンジ色で着色されている部分は、2019年4月開設予定の農学部棟を第3駐車場に建設する計画でございます。

続きまして、3枚目をご覧ください。公図の写しでございます。図面の方角が変わりまして、左側、ホッチキスどめをしているほうが北側となります。図面中央、黄色で囲まれている部分が申請地でございます、北側と東側は水路、西側は水路と公衆用道路、南側のみ田と接しております。田4筆、計2,446平米が申請地でございます。

続きまして、4枚目をご覧ください。土地利用計画図でございます。申請地は、転圧ローラーを施し、防草シートを敷き108台分整備いたします。出入り口は、西側3カ所、5メートル幅スロープにして使用する計画でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ナンバー1の説明が終わりました。なお、今回は第4班の調査ですので、調査班長の岸委員から報告をお願いします。

○18番岸委員 それでは、事前調査報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者2名の出席でした。

質問1 現在使用している駐車場に農学部棟を建てるに当たり、その分の駐車場が不足するため新しい駐車場が必要になりましたが、車で通学している学生は何人くらいいますか。

回答 在籍している学生は約2,400人で、そのうち車で通学している学生は約900人です。駐車場も1人1台分のスペースを確保しているのではなく、2人、3人で1台分のスペースを授業の時間に合わせて共用しています。また、農学部ができれば学生の人数も増えるので、さらに駐車場が必要になると見込んでいます。

質問2 申請地周辺には農地が広がっているので悪影響のないようにしてください。また、学生さんにも耕作者の方とトラブルにならないよう指導をお願いします。

回答 はい。わかりました。

質問3 盛り土や砕石を入れる予定はないのですか。

回答 出入り口のみ盛り土した後、固めてスロープにします。駐車場全体はローラー転圧をし、シートを敷いて使用します。一時転用ですので、復元が簡単な方法となります。

質問4 申請地の脇には水路がありますので、車の出入りの際、土が水路に入らないようにしてください。また、造成工事の際にも水路を傷めないようお願いします。

回答 水路に土が入らないように施行します。また、造成工事についても注意します。

質問5 フェンスは設置するのですか。

回答 一時転用なので設置しません。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

特にございませんか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー1については許可相当といたします。

それでは、続きましてナンバー2に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は使用貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。関連案件といたしましては、先にご説明をさせていただきました3条のナンバー6が関連案件でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー2の審議資料と、もう一つ営農型発電設備の実務用Q&Aという資料をお手元にご用意いただければと思います。

本件につきましては、営農型の新規の案件でございます。

それでは、資料の説明に入ります。ナンバー2の審議資料のほうなのですが、こちら、ホッチキスどめしているほうを左にして、横に見ていただきますと、上が北側でございます。申請地は、図面の西上州やまびこ街道という文字が書いてあるすぐ上の星印の場所が今回の申請地でございます。高崎市立吉井西小学校から西に約800メートル、またこのやまびこ街道、国道254号線から50メートルぐらい北に入ったところでございます。図面のすぐ星印の西側、左側ですが、こちらこの点線が行政界でございます。すぐ西側は甘楽町でございます。吉井の一番西端ということでございます。

1枚おめくりください。案内図でございます。こちら、また図面の方向も変わりがして、ホッチキスどめしているほうを上に見ていただくと、上が北でございます。申請地は、図面の中央やや下の赤く塗られた箇所が申請地でございます。申請地はすぐ南の道路を境といたしまして、北側が農地の連担が続く農振農用地でございます。申請地も農振農用地でございます。また集団農地の真ん中の土地については営農型太陽光も許可はしていきませんよというQ&Aがございますが、申請地のすぐ右隣、東側につきましては、既に資材置場でございます。そのQ&Aの中央部ということはないかと思われれます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。また図面の方向が変わりがして、A3を縦に開きますと上が北側でございます。申請地は、赤く囲まれた箇所が申請地でございます。東側につきましては田とあるのですが、こちらは転用済みの雑種地でございます。また、北側については田んぼ、西側についても田んぼ、また南側につきましては、道と宅地でございます。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。こちらの図面を横に見ていただきますと、上側が北側でございます。薄く灰色で塗られた箇所が太陽光のパネルを設置する箇所でございます。丸い点につきましては、こちらが支柱の部分と基礎が打たれる部分でございます。また、点と点を結ぶ線につきましては、太陽光パネルの横の架台でございます。設置いたします太陽光パネ

ル総枚数につきましては、176枚と。計画の発電量につきましては、49.28キロワットで低圧の発電所でございます。

1枚おめくりください。架台の立面図でございます。東側から見たものと西側から見た図を、両端から見た架台の図でございます。図面のとおり、基礎につきましては、コンクリートは独立基礎を地中に埋めて安定を図るということでございます。また、架台の高さにつきましては3メートルを確保いたしますので、設置する渋柿の高さについては十分対応できると伺っております。その架台の上に設置しています斜めの図面が太陽光パネルでございます。

1枚おめくりください。こちらが渋柿の苗木の配置図でございます。全部で15本植える計画でございます。この図面のように配置をしたいと伺っております。

1枚おめくりください。次のページからが営農型発電設備の下部の農地におけます営農計画書でございます。1番の申請地の面積でございますが、直接はパネル下の面積と、あとはその周辺面積を合わせまして595平米、1筆で渋柿を植えて営農するものでございます。

1枚おめくりください。(2)の営農に必要な農作業の期間でございます。許可を受けた後、5月、6月に架台の設置、パネルの設置を行います。また、植木につきましては、10月からということでございまして、7月から9月の間は期間が少しあくのですが、こちらにつきましては植えつける時期につきましては、秋も過ぎたぐらいから木が落ちつきますので、10月ぐらいの木が落ちついた時期に定植を行いたいということで10月から11月ぐらいにかけてと伺っております。その後につきましては、表のとおりでございまして、施肥と除草、あとは薬剤の散布でございます。また、収量につきましては、最後にまたご説明をさせていただきたいと思っております。

(3)の利用する農作業の機械につきましては表のとおりでございます。

また、(4)の農作業に従事する者の柿の農作業の経験でございますが、農作業はふだん露地野菜をつくっておるのですが、柿については経験が全くないということでございます。その経験がないことにつきましては、こちらの代理人であります法人がおりまして、そちらの法人が営農型の太陽光を支援する団体でございまして、こちらが全面的にバックアップを行いまして、この作物の栽培に支援を行うということでございます。

1枚おめくりください。3の(1)でございます。渋柿の生育に適した日照量確保ということでございまして、渋柿の光の飽和点が4万ルクスということでございまして、半日陰でも十分光飽和点からは、当場所でも生育に問題ないということが書かれております。

一番下の(3)の下部の農地の単収でございます。柿の地域の平均的な単収は、10アール当たり1,140キログラム。また、単収の見込みにつきましては、1,000キログラムと書いてあるのですが、果樹でございますので、すぐすぐ実がつかせないので、こちらにつきましてはあくまで目標値ということでございます。この実際の収量につきましては、その営農計画書の一番最後のページ、資料の一番最後のページをご覧ください。一番上に6、営農継続型太陽光発電設備設置農地の次年度別

計画というものでございます。2年目以降から少しずつ100キログラムとか200キログラム、大体100キログラムずつ推移をして増えていくということでございまして、それにつきましては、備考欄に記載があるとおり、苗木につきましては二、三年後の幼木を植えることから2年目以降から少しずつではあるけれども、果実がなるということでございます。また、果実につきましては、2年目以降、品質の悪いものにつきましては、木の生育を妨げるということから出荷はしないということでございます。

資料の説明は、以上でございます。

また、今度はQ&Aというものを見ていただきたいと思います。Q&Aの表紙をめくっていただきまして、2枚目の問23というところがございますが、高崎市では果樹の申請というのは今回が初めてでございます。通常営農型太陽光につきましては、更新の基準となります地域の平均的な単収の8割を確保しないと更新ができないということから、営農型太陽光につきましては、果樹と野菜の8割を3年後は目指してくださいよという指導をしてきております。ただし、果樹につきましては、ちょっと例外がございまして、この問23にその方針が載っておりますので、ご説明をさせていただきます。

問23、営農型発電設備の下部の農地に果樹等を栽培する場合、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合にはどう判断するのかというものが出てございます。それにつきまして回答でございますが、果樹等を栽培する場合には、当初の数年間には収穫が見込まれない場合がありますので、営農計画書において、整枝、剪定、施肥、摘果等の栽培管理が計画的に行われるか確認を行い、「営農の適切な継続が確実」であるかどうか判断してください、ということでございます。また、その際には知見を有する者による意見を参考に判断してくださいという内容でございます。今回につきましては、営農計画書につきましては問題ないと考えておまして、また知見を有する者というのは、今回代理人の営農型太陽光を支援する団体につきましては、今現在も山梨のほうでこの実績を3年間積んできているということでございますので、こちらの資料を提出をいただいております。こちらにつきましては、今のところ問題なく、継続されていることから営農型の太陽光のパネルの下でも渋柿は育つということは確認をしております。

以上のことから、今回につきましても継続の見込みがあるのではないかと判断を確認のほうをさせていただきたいと思います。

以上、資料の説明は終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、それでは調査班長、報告をお願いします。

○18番岸委員 では、事前調査報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受人の家族で営農の中心の方と代理人で営農型発電を支援する団体の役員の2名

の出席でした。

質問1 営農型発電での作物として渋柿ということですが、山梨では既に実績があると伺っています。何年くらいやっているのですか。

回答 私どもが支援する圃場では収穫が始まってから3年がたちます。

質問2 渋柿だと植えつけから収穫まで期間が何年か、かかるかと思いますが、その間の剪定や草の管理をしっかりと行ってください。

回答 2年から3年たった幼木を植えつける予定なので、2年目からは少しですが収穫できると思います。また、パネル下で高さの制限もあるので、幼木のうちに木のとっぺんを詰め、枝が横に広がるようにします。剪定や薬剤散布などの方法については、当団体に支援することになっています。

質問3 甘柿ではなく渋柿を選んだのは理由があるのですか。また、柿の品種は何ですか。

回答 甘柿だと鳥が来て食べてしまったり、パネルに鳥のふんが落ちたりするので渋柿のほうがよいと考えました。品種はヒラタネナシを予定しています。

質問4 出荷先はどちらですか。

回答 当団体に全て買い取り、加工して販売します。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。ちょっと質問、失礼だと思うのだけれども、これは周りは全部田んぼだよね。それで、地元農業委員さん、こここのところ、この周り田植えする。

○23番中島委員 23番、中島ですけれども、今朝ちょっと見てきたのですけれども、そしたら資材置場から、地図見てもらいながらちょっと説明させていただきたいと思いますが、この東側の道路づたいにあるところ資材置場ですよね。これには、まだ現状では資材置いていないのですけれども、半分ぐらい土をこう盛り返したような跡がありまして、転用されて雑種地となっています。この問題のところ、2枚目で田んぼとはなっているのですけれども、あれなのでしょうね。管理はされているのですが、何もつくっていないような状況なのです。

○会長 それで、その周りは田植えされているの。

田植えすると、今度水がここへ入ってしまっただうかなと思って。

○23番中島委員 そうなのですよね。それも問題の土地が平らは平らなのです。

○会長 それで、だんだん水が染み込んできて柿が大丈夫かなと思って、今ちょっとそれを今考えた。

○23番中島委員 そうだろうけれども、初めての試みで柿を植えるという、通常パネルは3メートルの高さであるし、独立基礎でもあるということだから、その耐震性のある、その田んぼのぬかるみに対してどの程度の許容があるのかというのをちょっと。

○会長 柿がその水が入ってきてどうかなと思って。

○23番中島委員 だから、これは特にちょっと心配して、現地を見てきたのです。

○会長 だから、排水関係だ。

○23番中島委員 そうなのですよ。排水関係。

○会長 周り、田植えされると染み込んでくるではない。

○23番中島委員 そう、そう、そうなのです。

○会長 それは、よく指導してもらおう。

○23番中島委員 そうですよ。指導してもらおう。そういう排水なり、そういうところが。

○事務局 申請地につきましては、前回の3条の申請と、今回につきましてはまた現地を見ておりまして、申請地についてはずっと使われていない畑でございました。今回につきましては、畑を一応耕運というか、ロータリーをかけて少し今きれいにしてある状態でございます。また、田んぼということなのですけれども、現地はもう土が以前から入っておりまして、今もう畑でちょっとほかの田んぼよりかは、ちょっと段差が1つ上でございますので、恐らくその辺の田んぼとかがもし水が来てもこの土地には入ってこないと考えています。

○会長 では、中島委員さん、よろしいですか。

○23番中島委員 はい。

○会長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、皆さん、なさそうなので、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー3に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

3番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。一時転用の設定期間は平成30年3月22日から平成33年3月21日でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定を3条許可申請である議案書11ページ、議案第2号ナンバー22が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料をご覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面左上の赤い丸印の箇所が申請地でございます。群馬県立農林大学から北東に約0.7キロメートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面上の黄色く塗り潰されている箇所が

申請地でございます。申請地周辺の状況につきましては、住宅や事務所、太陽光発電用地等の非農地が散在してはおりますが、農振農用地も一定規模で残っているような状況でございます。当申請地も農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目は公図の写しでございます。図面中央の手書きで「申請地」と記載のある筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、東と北が公衆用道路、西が宅地、南が畑にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請となりますので当初の申請どおり本図面のとおり太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積6.08平米は、今回の一時転用の対象でございます。

1枚おめくりください。2枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルとなりまして、最低地上高は2メートルと通常の太陽光パネルより高くなっておりまして、このタイプの太陽光パネルが約3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。6枚目以降が営農計画書でございます。先ほどご説明した太陽光パネルの下でウドを栽培する計画でございます。

1枚おめくりください。営農計画書の2枚目、(2)、営農に必要な農作業の期間につきましては、1年目、2年目、3年目と同じ計画でございます。年間通じて圃場を管理した上で、4月、5月にウドの収穫を予定しているとのことでございます。

続きまして、利用する農業機械につきましては、記載のあるトラクター2台と管理機を使用するとのことでございます。上に記載のあるトラクターは26馬力、下に記載のあるトラクターにつきましては15馬力のものを使用するとのことでございます。

続きまして、農作業に従事する者の農作業経験等につきましては、農作業経験が9年、ウドの経験はそのうち4年ありとのことでございます。

1枚おめくりください。続きまして、生育に適した日照量の確保につきましては、ウドは陰性植物であるため栽培は可能とのことでございます。

続きまして、効率的な農作業の実施につきましては、先ほどの説明したものと重なりますが、最低地上高2メートル、最高地上高2.7メートルのパネルを3メートル間隔で設置しておりまして、農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間は確保されているとのことでございます。

続きまして、下部の農地の単収につきましては、単収見込みが10アール当たり640キログラム、地域の平均的な単収は800キログラム、単収の増減見込みが80%とのことでございます。おおむね単収見込みどおりの収穫がされているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして最後のページになりますが、現地の写真でございます。撮影年月日は、平成29年7月29日撮影のものでございまして、こちらご参考にご覧いただければと思います。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひい

たします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○18番岸委員 それでは、事前調査報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 今回、更新の申請ということで現地を確認しました。ウドは3年ぐらいは収量が安定していると思いますが、それ以降は連作障害により収量が落ちる心配があると思います。その対策やほかの作物の栽培などは検討していますか。

回答 栽培する作物については、可能な限りウドをやっていきたいと考えています。去年更新した営農型太陽光の圃場の中にウドの圃場があるので、そちらの状況を見ながら対策を考えたいと思います。

質問2 出荷先はどちらですか。

回答 グループ会社に出荷して販売しています。

質問3 単収はどれくらいですか。

回答 去年の単収は10アール当たり約650キログラムでした。

質問4 株と株の間隔が狭過ぎて、土の盛りがよくないように思いました。実際はどのくらいの土を盛るのですか。

回答 予定では約30センチ土を盛るつもりでしたが、ご指摘のとおり現状では予定より低い盛り土になっています。この点については今後改善していきたいと考えています。

質問5 ウドに消毒はするのですか。

回答 基本的に消毒はしませんが、刈り込みの際に虫の発生が見受けられたので、必要に応じた消毒の実施を検討しています。

質問6 写真を見るとパネル下に株が見えますが、現地ではパネル下に株があるのか確認できませんでした。

回答 パネル下にも株があり、圃場全体にウドの根が広がっています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお伺いします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー3については許可相当とすることにいたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

4番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を叔母より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地18.37平米と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、勤務地に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、公共下水道工事に伴い申請地を借り受けて車両及び資材置き場として利用したいという工事車両置き場及び露天資材置き場の申請でございます。また、関連案件といたしまして、次の21ページ、議案第4号ナンバー17が関連案件となっております。

17番 契約内容以降は、ナンバー16と同様となります。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり事業に適した申請地を買い受けて長屋建住宅を建築したいという長屋建住宅の申請でございます。なお、宅地189.49平米、雑種地471.34平米と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて自己用住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地459平米と一体利用の計画でございます。

22番 契約内容は売買、事業に適した申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、申請地を義父より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、宅地286.05平米と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、妻の実家で生活しているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けてみさと芝桜まつり期間中の出店者用仮設駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて宅地分譲したいという宅地分譲4区画の申請でございます。

29番 契約内容は売買、事業拡大のため既存の施設に近い申請地を買い受けて障害者向けグループホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。

30番 契約内容は売買、自宅への通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したためは正したいという通路用地の申請でございます。なお、宅地370.68平米と一体利用でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番は、取り下げでお願いいたします。

34番 契約内容は売買、実家暮らしをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定によります許可申請一括案件につきましては、取下げ1件を除く30件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。ということで、33番は取り下げということです。

それでは、33番を除くこれより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次に、議案第5号に移ります。

議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について

農林課です。議案、農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画総括表をご用意ください。

利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して、権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。

今回の利用集積計画は、平成30年4月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。

厚い冊子は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきます。薄い冊子、総括表をご覧ください、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は122名、利用権を設定するものは265名です。利用権が設定される面積は田の通年が285筆、34万9,100平米、田の期間借地が60筆、8万1,604平米、畑が168筆、21万8,475

平米、合計で513筆、64万9,179平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積33万1,635平米、割合は51%となっております。

続いて、裏面の資料をごらんください。貸借期間別に見ると、3年未満の農用地の面積は田が9万2,982平米、畑が2万1,928平米、3から6年未満の農用地の面積は田が30万1,434平米、畑が16万380平米、6年から10年未満の農用地の面積は、田が2万2,489平米、畑が6,668平米、10年以上の農用地の面積は田が1万3,799平米、畑が2万9,499平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

ございませんか。

○全員 なし。

○会長 それでは、決定してよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

次、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天資材置き場、駐車場用地、用途指定区分は第1種住居地域、ほか3件、計4件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第2種中高層住居、ほか18件、計19件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか10件、計11件の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会にて許可相当としていただいた案件でございます。4条が13件、5条が34件でございます。また、5条のうちのナンバー14、15につきましては、3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可相当であると回答をいただいております。

ります。その他の案件につきましては、他法令のほうで回答をいただきまして問題ないということ
でございましたので、平成30年2月23日付で許可書を交付してございます。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項は終わりました。

次に、その他ということで事務局から。

では、局長、お願いします。

○事務局長 皆さん、お疲れさまです。その他の事項なのですけれども、この後先日申し上げたと
おり、県の農業会議のほうから総会が終了した後、ちょっと説明会がございますので、よろしくお
願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 では、以上をもちまして第9回農業委員会総会を終了といたします。

では、またよろしく願いいたします。

午後 2時45分 閉会